

中国税務速報

2016年7月20日

●1 関連申告と同期文書管理の関連事項を完備することに関する公告

国家税務総局は2016年6月29日に「関連申告と同期文書管理の関連事項を完備することに関する公告」（国家税務総局公告2016年第42号）を公布しました。当該公告の主な改正内容は下記の通りです。

1. 前年度連結売上が55億元を超える多国籍企業の持株会社は国別報告書を、年間関連者取引金額が10億元を超える企業はマスターファイルを作成しなければなりません。該当企業は事業年度終了後12カ月以内に準備し、税務局から要求された30日以内に提出しなければなりません。
2. 従来の移転価格同期文書の準備企業に、関連者間金融資産譲渡または無形資産譲渡取引金額が1億元超の企業も追加されました。該当企業は翌年の6月30日までに準備し、税務局から要求された30日以内に提出しなければなりません。
3. 移転価格同期文書に、関連企業の組織構成、グループ内役務提供取引および無形資産に関する記述を追加し、関連者間の取引バリューチェーン、対外投資、持分譲渡に関する情報も開示しなければなりません。
4. 特殊事項ファイルにコストシェアリング契約と過小資本ファイルが含まれます。

本公告は2016年度以降の会計年度（2016年度を含む）に適用されます。「特別納税調整実施弁法（試行）」（国税発「2009」2号）の第二章、第三章、第74条と第89条、「中華人民共和国企業年度関連業務往来報告表」（国税発「2008」114号）は廃止されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2208516/content.html>

本公告のより詳しい情報については、以下のURLをご覧ください。

http://www.grantthornton.jp/pdf/newsletter/china/news_china_201607-tp.pdf

●2 営業税から増値税への移行パイロットプログラムに係る再保険 不動産賃貸と非学歴教育などの政策を全面的に展開することを更に明確することに関する通達

財政部 国家税務総局は2016年6月18日に「営業税から増値税への移行パイロットプログラムに係る再保険 不動産賃貸と非学歴教育などの政策を全面的に展開することを更に明確することに関する通達」（財税「2016」68号）を公布しました。当該通達の内容は下記の通りです。

1. 保険サービス：国内保険会社が国外保険会社に提供する完全な国外消費の再保険サービスに対して、増値税は免除されます。
2. 不動産経営リースサービス：不動産開発企業の一般納税者は、自己開発の中古不動産をリースする場合、簡易税金計算方法を選択し、5%の徴収率により納税額を計算することができます。
3. 非学歴教育サービス：簡易税金計算方法を選択し、3%の徴収率により納税額を計算することができます。
4. 安全保護サービス：役務派遣サービス政策に従い実施します。

本通達は2016年5月1日から実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2183997/content.html>

●3 「高技術企業の認定管理作業のマニュアル」を修正・発布することに関する通達

科学技術部 財政部 国家税務総局は2016年6月22日に「『高技術企業の認定管理作業のマニュアル』を修正・発布することに関する通達」（国科発火「2016」195号）を公布しました。

2016年1月1日前に既に国科発火「2008」172号（2008年の「認定弁法」）により認定され、まだ有効期限内の高新技術企業の資格は依然として有効であり、「企業所得税法」及び実施条例などの関連規定により企業所得税の優遇政策を享受できます。

2008年の「認定弁法」により認定された高新技術企業は、2015年12月31日以前に2008年の「認定弁法」第15条に規定された状況が発生し、かつ関連部門から2015年12月31日前に既に処罰決定をもらった場合、依然として2008年の「認定弁法」の関連規定により処理されます。認定機構が5年以内に再び企業の認定申請を受理しないという処罰は2015年12月31日まで実施されます。

本マニュアルは2016年1月1日から実施されます。国科発火「2008」362号、国科火字「2011」123号は同時に廃止されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2200380/content.html>

●4 「中国税收居民身分証明」を発行することの関連事項に関する公告

国家税務総局は2016年6月28日に「『中国税收居民身分証明』を発行することの関連事項に関する公告」（国家税務総局公告2016年第40号）を公布しました。

『公告』は以前の規定と比較し、処理事務の簡素化、提出資料および決定期限の明確化を行いました。かつ、納税サービスを改善し、『税收居民身分証明』の様式を調整しました。

本『公告』は2016年10月1日から実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2202066/content.html>

●5 国際サービスアウトソーシング業務の輸入貨物保税監督管理のモデルの実施を更に拡大することに関する公告

税関総署は2016年6月1日に「国際サービスアウトソーシング業務の輸入貨物保税監督管理のモデルの実施を更に拡大することに関する公告」（総署「2016」36号）を公布しました。

国際サービスアウトソーシング業務の輸入貨物税関保税監督管理のモデルはサービス貿易革新発展試行拠点地区と10箇所の新規サービスアウトソーシング模範都市に拡大しました。新規地区は海南省、威海市、貴安新区、西咸新区、沈陽市、長春市、南通市、鎮江市、寧波市、福州市（平潭総合実験区を含む）、青島市、鄭州市、南寧市とウルムチなどの14箇所の省市（区域）を含みます。

国際サービスアウトソーシング業務の輸入貨物税関保税監督管理のモデルの適用企業範囲は上述の地区以内においての主管部門に認定された技術先進型サービス企業です。国際サービスアウトソーシング業務の輸入貨物税関保税監督管理のモデルの適用範囲、申告規範、管理要求など、依然として税関総署公告「2010」39号により実施されます。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info804659.htm>

●6 「五証合一、一照一碼」登記制度改革を促進することを加速することに関する国务院弁公庁の通達

国务院弁公庁は2016年7月5日に「『五証合一、一照一碼』登記制度改革を促進することを加速することに関する国务院弁公庁の通達」（国弁発「2016」53号）を公布しました。

工商營業許可証、組織機構コード証、税務登記証の「三証合一」の登記制度改革を全面的な実施のうえで、社会保険登記証と統計登記証も加えて、「五証合一、一照一碼」（五つの証書が一つの許可証と一つの番号になる）を実現します。

既に「三証合一」の登記モデルに基づき統一の社会信用代码を載っている営業許可証を取得した企業は、改めて「五証合一」登記を申請する必要はなく、登記機関は関連の登記情報を社会保険受理機構、統計機構などの部門に送付します。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-07/05/content_5088351.htm